

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月31日

【会社名】 株式会社シーエーシー

【英訳名】 CAC Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 酒匂 明彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

【電話番号】 03(6667)8000

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 経営統括本部長 川真田 一幾

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

【電話番号】 03(6667)8000

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 経営統括本部長 川真田 一幾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成26年3月27日の当社第48回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金16円 総額 318,517,712円

ロ 効力発生日

平成26年3月28日

第2号議案 新設分割計画承認の件

当社を分割会社とする新設分割を行い、当社のシステム構築サービス、システム運用管理サービス、BPO/BTOサービスに関する事業の全部の権利義務を新設分割設立会社に承継するものであります。なお、新設分割の効力発生日は、平成26年4月1日とします。

第3号議案 定款一部変更の件

当社の商号および事業目的を含む定款の一部を変更するものであります。

なお、定款一部変更の効力発生日は、平成26年4月1日とします。

第4号議案 取締役12名選任の件

取締役として、島田俊夫、酒匂明彦、高橋久、チェン・ピン、メヘタ・マルコム、花田光世、松島茂、廣瀬通孝、黒田由貴子、川真田一幾、安達利宏および長倉浩和の12氏を選任するものであります。

なお、高橋久、チェン・ピンおよびメヘタ・マルコムの3氏は当社の持株会社体制移行に際し就任する取締役でありますので、平成26年4月1日付で就任する予定です。また、川真田一幾、安達利宏および長倉浩和の3氏は、平成26年3月31日をもって辞任により退任される予定ですので、平成26年4月1日における取締役の員数は、9名となる予定であります。

第5号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を、一部修正し更新するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	146,203	2,309	0	(注) 1	可決 (98.45)
第2号議案 新設分割計画承認の件	143,105	5,407	0	(注) 2	可決 (96.36)
第3号議案 定款一部変更の件	143,129	5,383	0	(注) 2	可決 (96.38)
第4号議案 取締役12名選任の件				(注) 3	
島田 俊夫	135,282	13,230	0		可決 (91.09)
酒匂 明彦	141,619	6,893	0		可決 (95.36)
高橋 久	147,924	588	0		可決 (99.60)
チェン・ピン	147,896	616	0		可決 (99.59)
メヘタ・マルコム	147,897	615	0		可決 (99.59)
花田 光世	141,560	6,952	0		可決 (95.32)
松島 茂	127,124	21,354	34		可決 (85.60)
廣瀬 通孝	141,740	6,772	0		可決 (95.44)
黒田 由貴子	135,200	13,312	0		可決 (91.04)
川真田 一幾	141,619	6,893	0		可決 (95.36)
安達 利宏	142,698	5,814	0		可決 (96.09)
長倉 浩和	142,702	5,810	0		可決 (96.09)
第5号議案 大規模買付行為への対応方針 (買収防衛策)の更新の件	117,170	31,344	0	(注) 1	可決 (78.89)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上